

第5回

出展者募集のご案内

フランチャイズ・ショー 大阪 2025

2025年7月10日[木]—11日[金] 10:00~16:30

会場：インテックス大阪

主催：日本経済新聞社、テレビ大阪

1小間(9m²)=385,000円(税込み) 展示規模：100社・団体、160小間(見込み)

出展小間位置は2025年5月14日(水)開催予定の抽選会(小間数毎)で決定

※同時開催のリテールテック大阪、JAPAN SHOP 大阪、SECURITY SHOW 大阪、
建築・建材展大阪との合計：400社・団体、630小間(見込み)

来場見込み：17,000人(見込み、同時開催展含む) 入場無料(事前登録制)



チャンスをつかむ
ミライをつかむ

Fill Your Cart
with Future
Opportunities

出展申込締め切り 2025年3月31日[月]

5回目の開催となる国内最大級の「フランチャイズ・ショー(日経FCショー)」関西版として、2025年7月インテックス大阪で「フランチャイズ・ショー大阪2025(FC大阪展)」を開催します。本展には関西地区を中心に中部・西日本各地より、東京展とは異なる来場者が例年あり、特に法人で新規ビジネスを検討する方のご来場が非常に多い展示会として評価されております。飲食やサービス、小売りなどFC本部の加盟募集、代理店・ビジネスパートナーの募集、FC業界向け機器・サービス、支援ビジネスの商談の機会として、多くの皆様の出展をお待ちしております。詳しくは、主催者担当までお問い合わせください。



※写真は2024年10月に開催した「フランチャイズ・ショー大阪」の会場風景です。



FC大阪展の本出展案内
PDFデータは上記QRコード
で読み取り可能です。

出展料金・小間仕様など

出展料金

1小間=385,000円(税込み)

東京展(2025年3月)・大阪展の両方に1小間363,000円(税込み)に割引

1小間：9m²=幅3m×奥行3m×高さ2.7m

※高さ制限については右記の基礎小間仕様をご参照ください。

共同出展

複数企業・ブランドによる共同出展は、1社・ブランドにつき1小間以上でお申し込みください(例=2小間で出展の場合、3社・ブランド以上の共同出展は不可)。「共同出展登録料」は共同出展1社・ブランドあたり5万円(税別)が別途必要です。これにより展示会当日の会場案内版や会場MAPの印刷物内の出展者一覧に、共同出展会社やブランド名も表示可能です。

来場者証QRコード読み取りサービス(オプション)

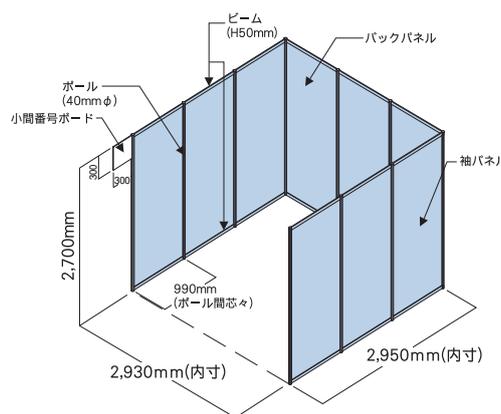
110,000円(税込み) ※お申し込み開始は出展者説明会以降

*別途、読み取り専用端末費用<1台44,000円(税込み、予定)>とデータ提供費用<1件：77円(税込み、予定)>がかかります。

■取得できる来場者データ項目(CSV形式) ※一部予定の内容を含む
お名前、会社名、部署名、役職名、住所、電話番号、メールアドレス、アンケート項目(業種、所属部署、役職、企業規模)

QRコードは(株)デンソーウェアの登録商標です。

基礎小間仕様



- 基礎小間には社名板、カーペット、照明器具はつきません。通路に面する小間位置の場合は側面パネルもつきません。
- 装飾の高さ制限は、3小間までは一律2.7m。4小間以上は隣接小間、後壁および通路から1m以内は高さ2.7mまで、それ以外は高さ4mまでです。
- 電気工事費(工事費と使用料金)は、1kWあたり15,400円(税込み)です。
- 追加のパッケージブースとレンタル備品の詳細・料金は出展者説明会で発表します。

主催：日本経済新聞社、テレビ大阪 特別協力：一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

<https://messe.nikkei.co.jp/fs/>

お問い合わせ：日本経済新聞社 イベント・企画ユニット 事業部「フランチャイズ・ショー」担当

TEL：03-6256-7355 Eメール：fcshow@shopbiz.jp

出展小間位置の抽選・決定方法について

FC大阪展の出展小間位置は、2025年5月14日(水)開催予定のオンライン抽選会で決定します。

抽選は、同じ申し込み小間数の出展者が複数ある場合、抽選会で小間位置の選択順位を決定し、その順に従い希望の位置を選択いただきます。抽選会の開催直前に、主催者より抽選会用の会場図面および抽選会の進め方の詳細をお送りします。

<ご注意点>

- FC東京展のように、JFA会員の優先抽選権はありません。
- FC東京展のように、出展ゾーン別の抽選は実施せず、出展小間数毎の抽選を行います。

小間位置の決定方法や、抽選会についてご不明の点は電子メールでお問い合わせください。 **Eメール：fcshow@shopbiz.jp**

初出展の出展審査について

FC東京展、FC大阪展を通じて本展に初めて出展する場合や、過去の出展と異なる業態・ブランド(チェーン)で出展する場合は、出展の審査書類の郵送が必要です。ウェブサイトから出展申込をされた上で、下記PDF内に記載する出展カテゴリごと(FC本部、FC本部以外)に、必要書類一式を主催者までお送りください。出展審査が通過後、正式出展受理を行います。

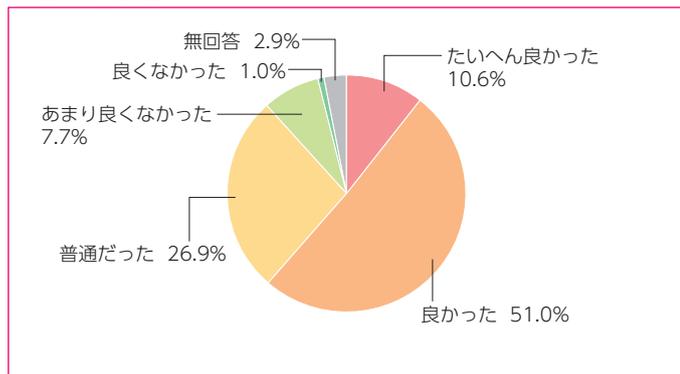
<https://www.nep-sec.jp/messe2025Osaka/pdf/FCshinsa2025.pdf> (PDF)



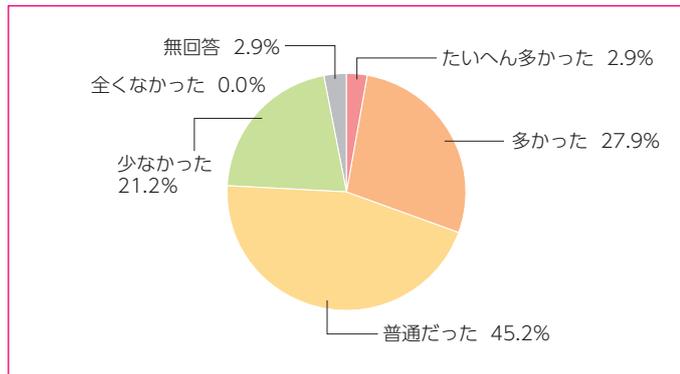
前回の開催結果、開催報告書 ●来場者数：9,809名(2日間合計、同時開催展含む)

出展者アンケート(回答数 103社)

●出展の感想

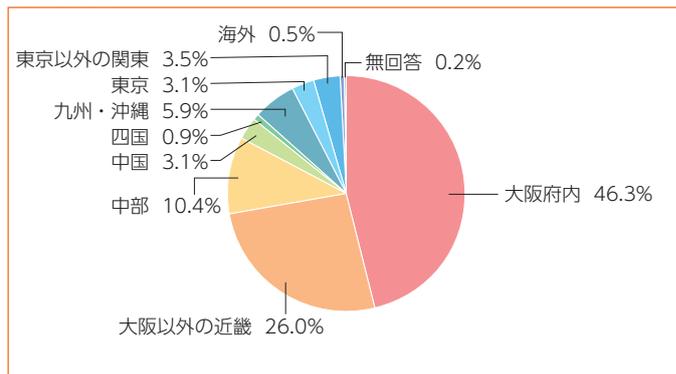


●商談件数

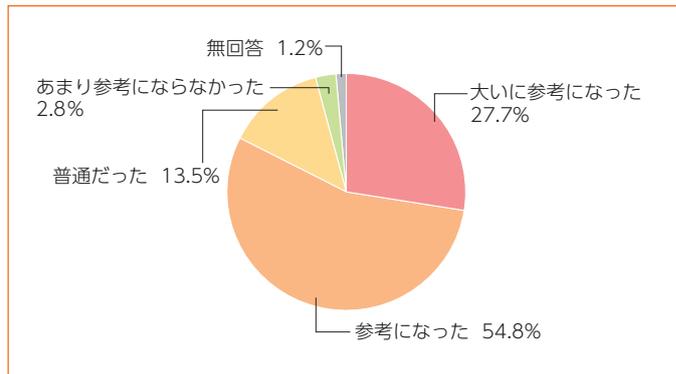


来場者アンケート(回答数：423名)

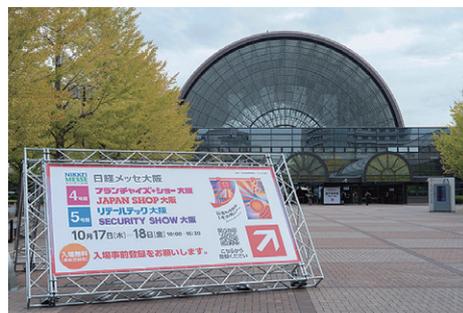
●居住地



●展示会の参考度



●詳しくは、前回の開催結果報告書をご覧ください。
https://messe.nikkei.co.jp/2024/report_FS2024.pdf



出展対象

フランチャイズ本部 (FC本部)

1 FC本部 / サービス業・小売業

- 福祉 / 介護サービス、就労継続支援、障がい者グループホーム、児童発達支援、放課後等デイサービス、訪問看護など
- ジム、フィットネス、インドアゴルフ、ボディケア、リラクゼーション、整体、マッサージなど健康関連
- 学習塾、幼児教育、プログラミング、ボイストレーニング、ゴルフ、バレエ、ダンススクールなど各種教室 ● クリーニング、コインランドリー
- 生活支援：代行サービス、ハウスクリーニング ● 住宅：建築、不動産関連 ● 携帯修理：その他リペアサービス ● 自動車整備・修理
- カーリース、その他レンタルサービス ● 美容、エステ、小顔矯正、まつ毛エクステ、脱毛、理容、ヘアカラー
- レジャーサービス(カラオケ、インターネットカフェなど)
- その他サービス(運輸・倉庫、貸しオフィス、冠婚葬祭、ホテル、ペット関連サービス、電気店ほか) ● コンビニエンスストア
- ブランド品買取・リユース・リサイクルショップ・中古品販売 ● ディスカウントストア、100円ショップ ● 宅配・無店舗販売
- 専門店(衣料品、靴、セレクトショップ、飲食料品、補正下着、自動車・バイク・自転車関係、省エネ・節電機器、家具・インテリア用品・生活雑貨、医薬品・化粧品、書籍・文具、CD・DVD・ビデオ・ゲームソフト、スポーツ用品・玩具・楽器、時計・メガネ・光学機械、花・植木、ペット・ペット用品、印鑑・名刺作成、コスメ、スマホ修理、中古釣具、カプセルトイ、だがし屋など) ほか

2 FC本部 / 飲食業

- ファストフード(ハンバーガー、フライドチキン、ピザ、パスタ、カレー、和洋スイーツなど) ● ラーメン・うどん・そば ● カフェ・喫茶
- パン・ベーカリー ● 居酒屋・バー ● 焼肉・韓国料理 ● レストラン(和食・洋食・どんぶり・うなぎ・干物・お好み焼きなど)
- 各種スイーツ・ドリンク(和菓子、洋菓子、パンケーキ、鯛焼き、シュークリーム、スムージーなど) ● テイクアウト(からあげ・餃子・コロッケなど)
- 宅配フード・弁当・デリバリー ● キッチンカー ● 無人型店舗 など

フランチャイズ本部以外のビジネスパートナー募集

3 代理店・ビジネスパートナー募集(フランチャイズ本部以外)

- 販売代理店・特約店募集(各種製品・サービスの販売代理店・特約店・小売り・サービスなど各種流通業向け製品・サービス・システム、各種ショップオーナー募集 ほか)
- 業務・技術提携先募集(アウトソーシング関連、各種ニュービジネス提案など) ● 店舗開店・ニュービジネス開業のための情報提供 ほか

4 飲食業(フランチャイズ本部以外)、飲食業開業支援ビジネス

フランチャイズ以外の飲食業、代理店・特約店・業務提携先の募集やPR。また、飲食店向け設備・システム・サービスの紹介

- 各種レストラン ● 宅配・デリバリー ● 厨房・照明・空調機器の販売 ● 飲食店向けITソリューション ほか

フランチャイズ支援ビジネス、コンサルティング・情報関連など

5 店舗DX・FC支援ビジネス、インバウンド対応・地方創生

- 店舗向け製品・設備・システム・サービスの紹介 ● 人手不足・少子高齢化対策 ● 店舗向け人材派遣・採用サポートサービス
- 従業員のeラーニング教育 ● 店舗開発、立地戦略のための情報提供 ● 店舗物件情報、事業用不動産仲介 ● 決済・キャッシュレスシステム
- デジタルサイネージ、店頭販促 ● AI・データ活用 ● EC、デジタルマーケティング ● 店舗の感染症対策 ほか
- インバウンド対応サービス ● 地方創生ビジネス ● 海外プロモーション ● 多言語対応・翻訳 ● 観光施設向けソリューション ほか

6 コンサルティング、情報、海外

- フランチャイズ本部設立・FC加盟相談 ● ビジネスマッチング ● 専門紙・雑誌・動画サイト・Web・アプリケーション ほか
- 海外FC本部・代理店の日本展開(エリアフランチャイズ、加盟募集) ● 日本のFC本部・代理店の海外展開 ● 海外関係機関・関連ビジネス ほか

出展申し込み方法



出展申し込みは、FCショー大阪ウェブサイトから、お申し込みください。 <https://messe.nikkei.co.jp/fs/>

本展(FC大阪)のお申し込みには、東京展に出展の際にご利用の出展者ID(FCではじまるID番号)をそのままご利用いただけません。FC大阪展に初めて出展される場合は、お手数ですが改めて新規で出展申し込みをお願いします。申込後に、FSではじまる大阪展専用の出展者IDを発行いたします。FC大阪展にご出展実績があり、FSではじまる出展者IDをお持ちの場合は、以下URLでログインされ、出展のお申し込みをお願いします。

<https://messe.nikkei.co.jp/ex/login>

- 1 FC大阪展トップページの「出展申し込みはこちら」ボタンを押す(もしくは、出展申込ページ=<https://messe.nikkei.co.jp/apply.html> にアクセスしてください)。
- 2 ウェブサイトの「出展に関する規約」をご一読の上、「同意して情報入力画面へ進む」ボタンを押す。※出展規約は次ページにも掲載しております。
- 3 入力フォームに従い、お申し込み情報を入力し、確認画面で内容をご確認の上、「登録」ボタンを押す。
- 4 出展者・出展内容を主催者が確認した後、主催者より出展担当者宛に電子メールが届きます。メール内の貴社専用の「出展者マイページ」にログインし、入力された内容が印字された出展申込書のPDFをプリントアウトしてください。
- 5 プリントアウトした出展申込書に、代表者印(または社印)を押印のうえ、出展申込書のスキャンデータを出展者マイページからアップロードしてください。
- 6 押印済出展申込書を主催者が確認した後、主催者より「出展受理メール」を送信します。本メール以降は100%の出展キャンセル費用が発生します。また、主催者より出展料の請求書をPDFのメールで送信します。(出展審査を終えていない場合は出展受理が保留されます)
- 7 **出展小間料の振り込み 入金締切日：2025年4月30日(水)**
請求書に記載された支払締切日までにご入金ください。期日までに出展者または広告代理店からのご入金を確認できない場合は、出展のお申し込みを取り消すことがあります。振込手数料は貴社にてご負担ください。
感染症の拡大等、不可抗力により本展示会の開催中止や会期短縮を主催者が判断した場合、出展料金を返金します。詳しくは出展規約3-3を参照ください。

本展に関するお問い合わせ

日本経済新聞社 イベント・企画ユニット 事業部 「フランチャイズ・ショー」担当
TEL. 03-6256-7355 Eメール: fcshow@shopbiz.jp 〒100-8066 東京都千代田区大手町1-3-7
<https://messe.nikkei.co.jp/fs/>

フランチャイズ・ショー大阪2025 出展規約

【1. 規約の履行】

出展者(共同出展者を含みます。以下同じ)は「日経メッセ 街づくり・店づくり総合展」2025年開催の各展示会(JAPAN SHOP「建築・建材展」ライティング・フェア「リテールテックJAPAN」SECURITY SHOW「ビルメン CONNECT」Good家電 Expo「フランチャイズ・ショー」フランチャイズ・ショー大阪「リテールテック大阪」JAPAN SHOP 大阪「SECURITY SHOW 大阪」建築・建材展大阪)ほか特別企画展、関連企画展を含み、これらを含めて以下「本展示会」と総称します)に出展することになり、本規約、主催者から提示された「出展のご案内(出展要項)」、「出展者説明会」で配布する「出展細則・提出書類」、請求書、その他主催者から個別に提示される各種書類・電子メール等の記載内容(これらを以下「本展規約等」と総称します)を遵守しなくてはなりません。出展にあたって、本展規約等とは別のいかなる契約書や覚書等も締結することはできません。また、出展者は、その役員・従業員・株主・出資者等の関係者、出展を取り次ぐ広告代理店、および展示スペースにかかる設置・撤去業者、展示の運営委託先その他本展示会に関して締結する契約の相手方(かかる契約相手方の再委託先、再委託先等を含みます。)以下これらの者を「出展関係者」と総称し、出展者と出展関係者を「出展者等」と総称します)をして、本展規約等を遵守させるものとします。出展者等がこれらに違反したと主催者が判断した場合、主催者はその時期(本展示会の搬入期間・開催期間を含みます)を問わず、次回以降を含む出展申込みの受理、受理した出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更の命令、実演方法の変更・中止の命令、または関連サービスの提供中止を行うことができます。その際、主催者の判断基準、根拠等は公表しません。出展取り消しとなった場合でも、出展者は本規約【4. 出展キャンセル】に規定のキャンセル料を主催者に支払わなければならないとします。キャンセル料以上の損害が生じた場合はその関係者に発生している場合には、主催者は別途損害賠償を請求します。また主催者は、出展申込みの受理、出展取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更・中止等によって生じた出展者等の損害を補償しません。

【2. 出展にあたっての諸注意】

2-1 出展者は、主催者が定める本展示会の開催趣旨に合致する製品・サービスを提供する法人・団体等に限定します。主催者が、主催者が独自の裁量に定める出展基準に従い、法人・団体および製品・サービスが出展に適さないと判断した場合(下記事例を含みますが、これらに限られません)に、出展申込み受理の保留、出展内容の一部または出展そのものをお断りする場合があります。

＜出展申込みの受理の保留、出展内容の一部または出展そのものを断りする事例＞

- ① 出展申込書その他の提出書類に記載事項に不備や虚偽の申請等があった場合
- ② 出展内容が本展示会の趣旨にそぐわないと判断される場合
- ③ 出展者が第三者の権利(知的財産権、肖像権等)やプライバシーを侵害していると判断される場合
- ④ 他の出展者や来場者等から苦情が予想される場合
- ⑤ 出展者が自ら法的整理手続きの申し立てをし、あるいは申し立てを受けている場合
- ⑥ 出展者が「10. 反社会的勢力の排除」に定める反社会的勢力であることが判明した場合

その他、出展が不適当だと主催者が判断する場合は、

2-2 本展示会の会場内、代金決済を伴う物品の販売やサービスの提供(以下併せて「即売行為」といいます)を行うことは、主催者が事前に認めたものを除きお断りします。

2-3 共同出展の場合は、共同出展に含まれる1出展者につき1小間以上で申し込みをものとします。例えば、2社で1小間の出展はできません。

2-4 感染症等の発生や流行地域としてWHO(世界保健機関)や厚生労働省、外務省等が指定・勧告する国・地域からの出展者または来場者を保留またはお断りする場合があります。なお、指定国・地域外からの出展者または来場者においても、主催者の判断で関連書類の提出を求める場合があります。

【3. 出展申し込みおよび出展料金の支払い】

3-1 出展申込み書は主催者が定める方法で提出するものとします。出展申込み書は主催者へ受領し、出展審査を経て、主催者が出展申込み受理通知を発送(電子メールまたは郵送による)した時点をもって正式な出展申込み受理とします。本展示会に初めて出展申し込みをする場合は、「会社案内」(製品カタログ)「登記事項証明書」等主催者が定める添付資料を主催者が定める方法で提出するものとします。なお、展示会によっては別途必要添付資料を定める場合があります。すべての添付資料をご提出いただかない場合、主催者は出展申し込みを保留しまたは出展をお断りすることがあります。出展申込み書、添付資料その他すべての提出書類は返却しません。出展者がコピーを自ら保管するものとします。なお、出展者は、主催者が認める広告代理店に出展の取次ぎを委託することができます。

3-2 出展申込み受理の後、主催者は出展者(広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店、特に断らない限り本3-2において以下同じ)に出展料金を請求します。出展者は主催者が定める期日までに指定の銀行口座へ振込みものとします(振込手数料は出展者が負担するものとします)。主催者が定める期日までに出展料金の振込みがない場合は、主催者は出展申込み受理を取り消す権利を持ちます。(出展者(広告代理店)を含みませんが)広告代理店に対して出展料金を支払済みであるか否かは問いません。

3-3 主催者は、天災地変、疾病、感染症の蔓延、交通機関の遅延、ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責にやらない事由により本展示会の開催を中止、会期短縮(会期中の打ち切りを含む。以下同じ)または延期する場合があります。中止の場合、主催者に支払われた出展料金は、以下の基準により返金します(広告代理店を通しての申し込みの場合は広告代理店に返金します)。

- ① 2025年5月31日(土)まで：出展料金の100%
 - ② 2025年6月1日(日)～30日(月)：出展料金の80%
 - ③ 2025年7月1日(火)～7月(月)：出展料金の70%
 - ④ 2025年7月8日(水)～9日(木)(搬入・撤去期間)：出展料金の50%
 - ⑤ 2025年7月10日(金)～11日(金)(会期中・撤去撤去期間)：出展料金の0%
- なお、会期短縮または会期を延期する場合は、出展料金の取り扱い、変更後の会期および会場などについて出展者へあらためて提示します。

【4. 出展キャンセル】

4-1 出展申込み受理後の出展取り消し・解約は認められません。出展者(広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店を含みます)の事情により、出展の全部または一部を取り消し・解約する場合は、出展者(広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店)は主催者が認める方法で主催者に届け出たうえで、キャンセル料として主催者に請求金額の全額を支払わなければならないとします。

4-2 主催者が出展申込みを受理した後、キャンセル料が発生するものとします。

4-3 キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合には、別途損害賠償を請求します。

【5. 展示スペースの割り当て】

5-1 出展者の展示スペースは、主催者が定める小間の配置・形状に基づき決定します。出展者はその結果に従うものとします。小間位置抽選会がある展示会はそのルールに従って抽選を行い、その結果に従うものとします。

5-2 出展者は、主催者が定められた小間位置抽選会で決まった展示スペースをいかなる理由があっても、その全部または一部を問わず、他の出展者や第三者との間で交換・譲渡・貸与等することはできません。

5-3 主催者は、会場および所轄の警察署・消防署・保健所等による指導・命令または出展キャンセル等があった場合、出展者の承認を要せず小間配置の全体レイアウトを変更することができます。

【6. 各種書類の提出】

出展者は、「出展細則・提出書類」の提出書類等主催者が求める各種書類を指定期日までに所定の方法で提出しなければなりません。期日に遅れた場合、主催者および関係者は申込みを受理しないことがあります。

【7. 展示に関するルールの概要】

7-1 出展申込み書に記載された法人・団体および製品・サービスのみが出展対象となります。その親会社・子会社・関連会社その他の関係会社およびグループ・提携関係にある法人・団体であっても出展申込み書に記載がない場合は、それらの製品・サービス等の出展や、小間内でそれらの社名等の掲出ができません(出展者等がご注意ください)。

7-2 出展者は、出展申込み書に記載された法人・団体および製品・サービスの出展内容等に変更が生じた場合、速やかに主催者が定める方法で主催者に届け出たうえで、許可を得なければならないとします。

7-3 装飾、展示物の搬入・搬出および展示方法等は、「出展細則・提出書類」に規定され、出展者等はこれを遵守しなければならないとします。

7-4 出展者等は、通路等自社小間以外の場所でも展示・宣伝・即売行為等を行うことはできません。また近隣の展示を妨害してはなりません。妨害の有無等は主催者が判断し、出展者はこれに従うものとします。

7-5 出展者等は、強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演や不快感を与える実演等、他の出展者等や来場者の迷惑となる行為を行ってはなりません。実演等が他の出

展者等や来場者に多大な迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができ、出展者はその判断に従うものとします。なお、自治体の火災予防条例により危険物の持ち込みは禁止されていますので、装飾物・演出としての裸火、煙、スモークマシン、ネオン管等の使用はできません。

7-6 出展者等は、展示会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を厳守しなければならないとします。

7-7 出展者等は、本展示会会期中および会期後に他の出展者等や来場者等に対し迷惑のかける行為(強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為等)を行ってはなりません。かかる行為があったと主催者が判断した場合、主催者は出展中止を命じ、または次回以降の出展申し込み拒否を決定する権利を持ち、出展者はこれに従うものとします。

7-8 本展示会会期中および会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容等に関して、主催者はその責を一切負いません。

7-9 展示会場においては、主催者が認めた報道関係者や主催者が許可する場所を除き、写真・動画の撮影は禁止です。出展者は主催者に届け出て了承を得た後、自己ブログの写真や動画を撮影することができます。

7-10 出展者は展示会場内で酒類の販売や試飲提供はできません。ただし、出展物が酒類の場合は事前に主催者までお問い合わせください。

7-11 その他、前各項のルールに違反する等、出展者等の展示内容や行為により、他の出展者等や来場者等から苦情の申し立てや展示会場内で紛争を引き起こすことが予想されるか、または消しや紛争が生じた場合、主催者は出展者等の出展を取り消すことを決定することがあります。その場合、出展者等はその決定に従うものとします。

【8. 個人情報の取り扱い】

8-1 出展者は、展示または来場者証QRコード読み取りサービスなどを通じて来場者の「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切に取得・管理しなければなりません。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で活用するものとします。特に第三者提供を行う場合は、法令で許される場合を除き、必ず「個人情報」の提供主体である来場者から「同意」を取らなければならないとします。

8-2 出展者は、来場者から取得した「個人情報」の開示、訂正、追加、削除、利用停止・消去の要求や、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応を取らなければならないとします。

8-3 出展者が、取得した個人情報の管理・利用に関して来場者との間で紛争などが生じた場合、出展者は自らの責任で当該紛争の解決にあたるものとします。かかる紛争に関し、主催者は一切の責を負いません。

8-4 出展者は、来場者の個人情報の正確性・真実性を保証するものではありません。

8-5 出展者が自社ウェブサイトにおいて、来場者の参加証に記載されたQRコードを専用端末を使って読み取り、本展示会のシステムにアップロードした場合、当該来場者の来訪記録が本展示会のシステムに記録されます。出展者は本展示会のシステムから来訪者記録データを取得することができます。ただし、技術的な要因によりQRコードが読み取れなかった場合、および、読み取りデータが消失した場合は、当該来場者の記録に失敗することがあります。

8-6 出展者は、来場者に対し、来場者登録フォームにおいて、個人情報本展示会のシステムを通じて主催者から出展者に提供されることを説明し、明確な同意を得ています。また、来場者に発行する参加証においてQRコードを利用して来訪記録の提供について説明しています。

【9. 損害賠償責任】

9-1 主催者はいかなる場合においても、出展者が展示スペース、印刷物および本展示会ウェブサイトを使用することによって出展者または第三者に生じた生命、身体、財産、名誉または信用への損害に対し、一切の責を負いません。

9-2 出展者等は、故意、過失の如何を問わず、展示会場およびその周辺の建築物・設備および主催者が用意した設備に与えたすべての損害について、遅滞なく賠償するものとします。

9-3 出展された製品・サービスについて他の出展者や第三者と紛争が起きた場合、主催者はその責を一切負いません。出展者はその費用と責任において、これを解決、処理し、主催者には一切迷惑をかけないものとします。万一、主催者に紛争に関連して損害等が発生した場合、すみやかに補償しなければならぬものとします。

9-4 主催者は、天災地変、疾病、感染症の蔓延、交通機関の遅延・ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責にやらない事由による会期の変更・開催の中止によって生じた出展者等の損害を補償しません。

9-5 主催者の責により本展示会が会期短縮または開催中止となった場合、主催者は出展者等に対し損失利益を除く損害について賠償責任を負います。ただし、損害賠償額(返金する出展料金額を含む)は、当該出展者等にかかる出展料金の金額を超えないものとします。

9-6 主催者は、会場マップ、ウェブサイト、ガイドブックやその他の告知宣伝物の誤植等によって生じた出展者等の損害を補償しません。

9-7 搬入期間を含む開催期間中に、出展者等が自らの行為に起因して他の出展者等または来場者等に生命、身体、財産、名誉または信用への損害を含むいかなる損害を与えた場合も、主催者は一切の責を負いません。出展者等または来場者等との間の紛争等は、出展者等の責任のもとで解決するものとします。

【10. 反社会的勢力の排除】

10-1 出展者は、出展者等が現に反社会的勢力(以下の①～⑧に掲げる者および団体を含む)ではないこと、または過去においても反社会的勢力ではなかったことを主催者に対して表明・保証するものとします。

①「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき処分を受けた団体もしくはかかる団体に属している者、またはこれらの者と取引のある者、その他これらに類する団体もしくはかかる団体に属している者、またはこれらの者と取引のある者

②「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」に定める犯罪収益等隠匿者もしくは犯罪収益等隠匿者を行つては行っていない疑いのある者、またはこれらの者と取引のある者

③「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に定義される暴力団およびその関係団体ならびにこれらの構成員

④総経理、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等の団体または個人

⑤暴力、威力、脅迫的言辭および詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人

⑥前①～⑤のいずれかに該当する者または団体(以下「反社会的団体等」という)と関係することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人

⑦反社会的団体等が代表し、または支配する法人その他の団体

⑧反社会的団体等が取締役、執行役、業務執行社員、監査役、理事、監事またはこれらに類する地位の役職にある法人または団体

10-2 主催者は、出展者等が前項に違反した場合、その出展を取り消すことができ、すでに受領した出展料金は返金せず、また取り消しによって出展者等に生じた損害も賠償しません。

【11. その他】

11-1 本展規約等に関連して生じる一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするに同意するものとします。

11-2 主催者は、法令の許容する範囲内で本規約を変更することがあります。その場合、主催者は出展者に対し、本展規約を変更すること、当該変更の内容および効力発生時期を適宜の方法で事前に通知します。当該効力発生時期以降は、変更後の本規約が適用されます。

【フランチャイズ・ショー】に関する特約

【12. 出展対象の定義】

フランチャイズ・ショーに出展資格を有する法人・団体は、原則として、以下の通りとします。

①フランチャイズシステムにより事業を行い、加盟店(フランチャイジー)募集や企業PRを行う法人(フランチャイザー。以下「フランチャイズ本部」という)。なお、ここでいう「フランチャイズシステム」および「フランチャイズ本部」の内容は、中小売業振興法第11条第1項に定める事前開示項目および一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会が定める「フランチャイズの定義」を満たしている法人とします。

②フランチャイズ本部向けの商品・設備・システム・サービスの提供、フランチャイズ本部設立・フランチャイズ加盟・起業相談などに関するコンサルティング、フランチャイズ事業に関する情報提供サービス、出版業を行い、顧客開発及び企業PRを行う法人・団体

③フランチャイズシステム以外の方式により、自社製品・サービスの販売代理店・特約店・業務提携先の募集や企業PRを行う法人・団体、フードサービス・小売リ・サービス業など流通関連業向けの製品・サービス・システムのPRおよび販路拡大を行う法人・団体